

## 塔頂ツアーに関する注意事項

1. 本州四国連絡高速道路株式会社（以下「当社」という。）側の現地立ち会い者は、塔頂ツアー参加者が注意事項に従わなかった場合、塔頂ツアーを中止させていただきます。これにより発生した全ての損害等について、当社は一切の責任を負いません。また、このような場合に塔頂ツアー参加者の死傷事故等が発生しても当社は一切の責任を負いません。なお、当社敷地外でのツアーに関しては、当社は一切関知しません。
2. 塔頂ツアーに参加しようとする者は、以下に該当する場合、塔頂ツアーに参加することができません。
  - 法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - 厚生労働省令で定める第一類から第三類までの感染症に感染していると明らかに認められるとき。
  - 補助具なしで、自ら2km以上の歩行ができない者又は階段の昇降ができない者
  - 明石海峡大橋については、高低差約40m程度（ビル約10階程度）の階段の昇降ができない者
  - 高所及び閉所恐怖症の者
  - 小学生以下の者
  - 中学生に大人の同伴がいない者
  - 他の塔頂ツアー参加者に著しく迷惑を及ぼす行為をしたとき。
  - 当社（当社が委託する社も含む）もしくは当社の従業員（当社が委託する社の従業員も含む）に対して暴力的要求行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。
  - 塔頂ツアーの参加者が、飲食されているとき。
  - 塔頂ツアーの参加者が、酒気を帯びているとき。
  - 塔頂ツアーの参加者が、ナイフ、拳銃、発火物、爆発物などの危険物やその他、法令により所持が禁止されているものを持ち込もうとしたとき。
  - 塔頂ツアーの参加者が、故意又は過失により施設の破損又は物を落としたとき。
  - 塔頂ツアーの参加者が、ヘルメット、安全ベスト等の安全装備品の着用・使用を拒否したとき。
  - 塔頂ツアーの参加者が、当社の従業員（当社が委託する社の従業員も含む）の指示に従わないとき。
3. 塔頂ツアー参加者は、次に掲げる注意事項を遵守してください。
  - スニーカー、長ズボンなどの動きやすく皮膚の露出の少ない服装とすること。
  - スカート、革靴、ハイヒール、サンダル（スポーツサンダルを含む）等は着用しないこと。
  - 荷物は、原則として塔頂ツアーへ持ち込まないこと。
  - 貴重品等は各自の責任にて保管すること。
  - カメラ、ビデオカメラ、携帯電話（スマートフォン）を使用される場合は、塔頂ツアーへの持ち込みは原則1点限りとする事。
  - 眼鏡、カメラ、ビデオカメラ、双眼鏡等を使用される方は、落下防止のため必ず首から下げられる状態とすること。

- 携帯電話（スマートフォン）についても、塔頂ツアー中は落下防止のため首から提げられるストラップを付けたもの（カメラ付携帯電話を含む）以外は使用しないこと。
- 撮影は許可が出た場所でのみ行うこと。
- その他、紙類、小銭等ポケット中の物を落下させないこと。
- 滑りやすいところ、つまずきやすいところ、急な階段、狭くて頭を打つ恐れがあるところ等があるので、十分注意すること。
- 高所等で危険な行為をしないこと。
- 塔頂ツアー中は喫煙しないこと。
- 機械のスイッチなどに触らないこと。
- 道路面より下では走行車両からの落下物がある可能性があるので注意すること。

4. 塔頂ツアー参加者は、新型コロナウイルス感染症対策として、次に掲げる注意事項を遵守してください。

- 受付時の検温に協力すること。（発熱の症状のある方は塔頂ツアーに参加いただけません。）
- マスクを常時着用すること。（マスクを着用いただけない場合は塔頂ツアーに参加いただけません。）
- 咳、くしゃみ、鼻水、咽頭痛などの風邪の症状、息苦しさや怠さなどがある方は申し出ること。（これらの症状がある方は塔頂ツアーに参加いただけません。）
- 塔頂ツアー中の大声での会話は控えること。また、エレベーターを含む屋内での会話は控えること。
- 「接触確認アプリ」（COCOA）のインストールを行うこと。
- 各都道府県で運用する「新型コロナ追跡システム」のQRコードの読取を行うこと。
- ツアー中はソーシャルディスタンスの確保に心がけること。
- その他新型コロナウイルス感染防止対策に協力すること。

5. 異常気象等の原因により、塔頂ツアーを中止させていただく場合がありますので予めご了承ください。

6. 塔頂ツアー実施中、塔頂ツアー参加者の妨げにならない範囲で、当社の広報用としてツアー実施風景を撮影させていただくことがありますので、予めご了承ください。

以上